

(別紙)

外為どっとコム 広告表示内容基準

2024年 4月 12日

当社の広告コードとして利用を禁止する表現（表示）等は以下の通りです。

1. 不適切な表示例について

アフィリエイターのウェブサイト等コンテンツにおいて、当社の取り扱う金融商品又は当社に関する事項などについて、下記に例示するような不適切な表示を行うことの禁止

①客観的事実に基づかないものを客観的であると誤認させるような表示

（具体例）

- 手数料（スプレッド）が業界内で最も安価（極小）でないにもかかわらず、「業界最安手数料(最低スプレッド)」といった客観的事実に基づかない表示を行うこと

②協会員又は協会員が取扱う金融商品・取引等に関する恣意的又は過度に主観的な表示

（具体例）

- 「〇〇取引なら（当社が）絶対お勧めです」「当社以外との取引は考えられません」などのように直接的な勧誘文言を積極的に用いて、当社との取引を明らかに促す表示
 - 取引を促す効果を期待して、一部の文字を明らかに強調することも対象となる。
 - 明らかに当社又は当社商品の優位点のみを過度に記述した後、当社のバナーやリンク先に誘うための「ここをクリックしてね」などの表示も対象となりうる。

③公正・客観的な根拠がなく適切性に欠けるような表示

（具体例）

- 「今後〇〇（通貨名や銘柄名）が上昇（下落）するのは確実」、「今が買い（売り/仕込み/手仕舞い）時」「絶対に儲かります」等、相場に関する断定的な表示を行うこと。
- 「安心して投資できます」「夢のような投資対象」等、投資者の投資判断を誤らせるような表示を行うこと
- 協会員のバナー広告等に掲載された金融商品・取引等の内容や条件について、実際のもの又は他の会員に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような表示を行うこと

（代表的な表示例）

- 「断然有利」、「業界最高」、「〇〇で一番」、「業界No.1」（※当社が別途指定するNo.1表示は除く）、「千載一遇のチャンス」「超お得」、「常勝」、「必勝」、「高確

率」、「極狭（小）」

- ・「空前・絶後」、「驚異的」、「圧倒的」、「ダントツ」、「究極」、「極めるFX」、「王道」、「FXをやらない奴は〇〇（誹謗的な表現）」など、誇大又は扇動的な表示や過当な投機を推奨する表示を行うこと。
- ・「（他の金商業者）はあぶない」、「（FXやCFDに関する事柄）な噂があります」など風説の流布的な表示を行うこと。

※「No.1」表記については、別途当社が指定した表現については掲出できますが、本基準掲出日時点で指定する当該表記はございません。

④協会員との取引を過度に誘引するような表示

(具体例)

- ・アフィリエイターのコンテンツにおいて、協会員が取扱う金融商品・取引等をアフィリエイターが説明・勧誘するような文言等（又はそのように見なされる文言等）を表示すること

(代表的な表示例)

- ・「失敗させない」、「後悔させない」、「任せて安心」「絶対儲かる」、「稼げる」、「勝てる」

⑤預金等との誤認を生じさせるような表示

(具体例)

- ・「元本保証」「安全確実」「預金の利息と同様」等、預金等との誤認を招くような表示を行うこと

(代表的な表示例)

- ・「金利〇%」、「予想利回り」、「元本保証」、「安全確実」、「高利回り」、「金利付与」

⑥その他、金融商品取引法や景品表示法などの関連法令又は当社の広告審査基準に照らし不適正と判断されるような表示

(具体例)

- ・FXやCFDの特長に比べ、リスク面に関する記載が著しく少ない場合
- ・運用パフォーマンスの一部を抽出するなどにより投資者に誤解を生じさせるような恣意的又は過度に主観的な内容となっている場合
- ・当社又は当社の取り扱う金融商品の特長を恣意的に強調する意図をもって、他者の著作物等の一部を用い、閲覧者に特定の印象を植え付けている場合
- ・金融商品取引に関わる諸税を免れることを示唆する又はそれと誤認されるおそれがある場合

- ・ 仮名、借名、ダミー法人化（自然人に対するFXの規制を逃れることを意図したもの）を促している場合
- ・ 公序良俗に反している場合
- ・ 元本割れが生じることがない、もしくは当初元本を上回る損失が生じるおそれがないなど事実と異なるような表示を用いる場合
- ・ 初心者や投資経験の少ない人でも容易に利益が得られる印象を明らかに与える場合
- ・ 架空の第三者を装い、当社や商品を説明及び紹介する場合
- ・ 他の業者や商品を不当に評価し、当社の優位性を引き立てる場合
- ・ 成功した運用場面のみを紹介し、失敗した場面を紹介しない（極端に少なく紹介する）場合
- ・ 当社の提示（約定）価格やスプレッド、スワップポイントなどに関し、当社が公表（提供）した数値とは乖離した値であるような印象を与え、誤解させる恐れのある場合
- ・ その他、閲覧者が明らかに誤解するような表示を行っている場合
- ・ 当社や商品のメリットを記載した部分や強調表現部分を他の文字等と異なる色彩、サイズ、字体などを用いて、極端に強調し、印象付ける表示を積極的、効果的に用いている場合
- ・ 無登録で投資助言業務を行っている場合若しくは行っている疑いがある場合（「有償」で「投資判断を提供」している行為を指す。例えば、有料メールマガジンでのシグナル配信等。）
- ・ アフィリエイトプロモーションを掲載するにあたり、アフィリエイト広告やそのサイト上のファーストビュー等に、一般消費者が広告であることがわかるよう「広告・PR」の表記をしない場合

*アフィリエイターが故意に、第三者のサイトへのリンクを設け、その第三者のサイトにおいて上記の表示が行われた場合においても適切でない表示が行われたと評価される場合があります。

⑦商品性やリスク等を勘案し、広告・宣伝として不適切と考えられるもの

※主に、バイナリーオプション取引を広告の内容とする場合に要確認

- ・ 射幸心をあおる内容（強調表現を用いない）
- ・ 過度にプラス面を強調する内容（マイナス面をプラス面と同等に表示すること）
- ・ 商品性やリスクを誤認させ、投資者に対し安易な取引を誘引するもの（簡単に利益が得られる印象を与えるなど、バイナリーオプション取引が本質的には複雑かつ難解な取引であり、リスクリターンの関係を理解させるのに妨げとなる表示・表現を用いない）

(代表的な表示例)

「予想」、「当たる」、「的中」、「手軽」、「賭ける」、「払い戻し」、「結果がすぐに出る」、「円高か円安か選ぶだけ」、「高倍率」、「高配当」、「簡単（シンプル）」、「誰でも」、「入門者向け」、「クリックするだけ」、「損失限定」、「〇円

から（少額）取引可能」

2. 当社の広告場所として不適当なWEB サイト等を利用すること

- ・ アダルト、ギャンブルに係る場所
- ・ 不法、脱法行為、不正ビジネスに係る場所
- ・ 暴力的、差別的、社会道徳に反する行為に係る場所
- ・ 海外所在のFX業者（監督庁への登録有無を問わない）の紹介、推奨等を行う場所
- ・ 上記の他、公序良俗に反する場所

* サイトの一部に不適当なコンテンツが含まれる場合、コンテンツの一部に不適当な記載がある場合も該当するものとする。

* 上記内容を直接含まなくとも、そのようなウェブサイト等へのリンク又は広告配信を行っているウェブサイト等も対象となる。

株式会社外為どっとコム